令和８年度 第８回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和８年１１月１０日（火）午後３時００分			
開催場所	湯梨浜町役場別館　第３会議室			
出席農業委員（11名）	１番　長谷川 誠一 委員	２番　山下　和子 委員	３番　南　眞人 委員	４番　下田　健一 委員
	５番　渡邉　由佳 委員	６番　中村　弘明 委員	７番　横川　力 委員	８番　山上　真治 委員
	９番　眞木　規透 委員	１０番　尾川　寛信 委員	１２番　蔵本　孝広 委員	
欠席農業委員（1名）	１１番　前田　佳寛 委員			
出席推進委員（8名）	１３番 河井 勝重 推進委員	１４番 松本 勝男 推進委員	１５番 土海 政信 推進委員	１６番 清水 武敏 推進委員
	１７番 伊藤 文夫 推進委員	１８番 山本 美代子 推進委員	１９番 倉本 哲男 推進委員	２０番 石橋 駿介 推進委員
欠席推進委員（0名）				
職務のため出席した職員	事務局長　村岡 正憲 主幹　中村 武史			
提案議案	議案第27号　農地法第3条の規定による許可申請について 議案第28号　農用地利用集積等促進計画の策定について 議案第29号　農地法第30条の規定による非農地の決定について			
報告事項	なし			

日　　程	発　言　者	発　　言　　の　　要　　旨
1　開会	事務局	ただ今から令和 8 年度第 8 回農業委員会定例総会を開会します。はじめに、農業委員会憲章の唱和を行います。本日の先導役は、議席番号 5 番 渡邊 由佳委員です。皆さんご起立をお願いします。
農業委員会憲章　唱和	南委員	（農業委員会憲章の唱和）
	事務局	開会にあたり、長谷川会長よりあいさつ申し上げます。
	長谷川会長	（長谷川会長あいさつ　省略）
	事務局	本日の出席者報告です。農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 11 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。長谷川会長で進行をお願いします。
	長谷川会長（議長）	それでは進行させていただきます。本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認をお願いします。
2　議事録署名委員の指名		日程 2「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。このことについて皆さんにお諮りをいたします。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、議事録署名委員には、議席番号 9 番 眞木 規透委員、12 番 蔵本 孝広委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いをいたします。
3　議事 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	（議長） 事務局	次に、日程 3 議事に移ります。議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。説明してください。 議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。会議書 2 頁です。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 （資料 2-1～2-5 頁） 番号 1　譲渡人は、茨城県－－の●●。譲受人は、野方－－の●●。

		土地の所在は、大字野方－－の１筆。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも記載のとおりで、面積は、1,298 ㎡。権利取得後の経営面積は 163 アール、売買による所有権移転です。取得する農地は、水稲栽培。 頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真の位置図です。申請地は野方集落と方地集落の中間に位置し、中央に赤色で囲っている箇所です。この写真の中央に南北に見える道路は町道舎人線、東西に白石川、町道白石線が位置し北側には舎人会館が見えます。 番号２　譲渡人は、兵庫県－－の●●。譲受人は、はわい長瀬－－の●●。 土地の所在は、大字宇谷－－の１筆。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも記載のとおりで、面積は、314 ㎡。権利取得後の経営面積は 32 アール、売買による所有権移転です。取得する農地は、自家用野菜を栽培。 頁をめくっていただき、2-2 頁が航空写真の位置図です。申請地は宇谷集落内に位置し、中央に赤色で囲っている箇所です。この写真の中央には、町道荒浜線、北側に宇谷集会所が見えます。 番号３　譲渡人は、田後－－の●●。譲受人は、石脇－－の●●。 土地の所在は、大字田後－－の●●の１筆。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも記載のとおりで、面積は、57 ㎡。権利取得後の経営面積は、32 アール、売買による所有権移転です。取得する農地は、自家用野菜栽培。 頁をめくっていただき、2-3 頁が航空写真の位置図です。申請地は田後集落の南東側に位置し、中央に赤色で囲っている箇所です。この写真の中央の、西から北に見える道路は県道羽合東伯線、国道 179 号線があり東側には大平山が見えます。 番号４　譲渡人は、兵庫県－－の●●。譲受人は、上浅津－－の●●。 土地の所在は、大字宇谷－－の１筆。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも記載のとおりで、面積は、389 ㎡。権利取得後の経営面積は 32 アール、売買による所有権移転です。取得する農地は、自家用野菜栽培。 頁をめくっていただき、2-4 頁が航空写真の位置図です。申請地は宇谷集落に位置し、中央右に赤色で囲っている箇所です。この写真の中央の、東西に見える道路は国道 9 号線、中央に南北に見えるのは町道荒浜線、北側には宇谷集会所が見えます。 番号５　譲渡人は、兵庫県－－の●●。譲受人は、上浅津－－の●●。

		土地の所在は、大字宇谷－－の１筆。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも記載のとおりで、面積は、145 ㎡。権利取得後の経営面積は 32 アール、売買による所有権移転です。取得する農地は、自家用野菜栽培。 頁をめくっていただき、2-5 頁が航空写真の位置図です。申請地は宇谷集落に位置し、中央右の国道９号線すぐ南側に赤色で囲っている箇所です。この写真の中央に南北に見えるのは町道荒浜線、北側には宇谷集会所が見えます。 以上、この申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。
	（議長） 清水推進委員 事務局 尾川委員 事務局 清水推進委員 （議長）	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 ４番と５番の方は親子関係でしょうか。耕作できるのでしょうか。 親子関係と聞いておりますが。 親子ではなく。●●さんの伯父と甥です。 親戚関係のようです。現在も宇谷で耕作されていますし通作距離も問題ありません。 わかりました。 その他に、皆さんの方から質疑はありますか。 （「なし」の声） それでは、質疑はないようですので、これで質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 27 号「農地法第３条の規定による許可申請について」、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって、議案第 27 号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案のとおり議決します。
議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画の策定について	（議長）	次に、第 28 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。 なお、本議案の内、売買関係については、農業委員会等に関する法律第 31 条第１項の規定による議事参与の制限がございます。 皆さんにお諮りをします。議席番号 17 番の伊藤文夫推進委員より申請のあった、農地番号７の案件を先に分割審議することに、ご異議はございませんか。

		（「異議なし」の声） 異議なしと認め、利用権設定関係に関する農地番号 7 の案件を、先に、分割審議することとします。 それでは、議席番号 17 番の伊藤文夫委員は退席してください。（17 番 伊藤文夫推進委員 退席） 伊藤文夫推進委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。 議案第 28 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議の案件について、事務局より説明してください。
	事務局	議案第 28 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」説明します。会議書 3 頁です。 次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 先ほど議長からありましたように、議事参与の制限によるものですのでご承知おきください。 （資料は 3-1 頁） 農地番号 7　地権者は方地の●●。土地は、方地地内の記載の 1 筆、現況地目は、田、利用目的は大豆栽培。面積は 2,351 ㎡です。地権者が機構に設定する権利は 3 年、機構が耕作者に設定する権利は 3 年で新規の契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。説明は以上です。
	（議長）	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 （「なし」の声） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決を行います。議案第 28 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件である農地番号 7 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 28 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、農地番号 7 の案件については、原案のとおりに意見決定致します。 ここで、退席委員に復席（入室）していただきます。　（17 番 伊藤文夫推進委員 着席） それでは、17 番 伊藤文夫推進委員の復席を確認しましたので審議を続けます。
	（議長）	議案第 28 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件以外の案件について、事務局より説明してください。

	事務局	3-1 頁をお願いします。利用権設定関係です。 （資料は 3-1 頁） 農地番号 1 大字門田地内の記載の 1 筆で現況 田、利用目的は果樹栽培、面積は 813 ㎡です。 農地番号 2 大字門田地内の記載の 1 筆で現況 田、利用目的は果樹栽培、面積は 257 ㎡です。 農地番号 3 大字羽衣石地内の記載の 1 筆で現況 畑、利用目的は果樹栽培、面積は 3343.6 ㎡です。 農地番号 4 大字羽衣石地内の記載の 1 筆で現況 畑、利用目的は果樹栽培、面積は 23.4 ㎡です。 農地番号 1 から 4 について、地権者が機構に設定する権利は、9 年 1 か月、機構が耕作者に設定する権利は、9 年 1 か月で無償です。いずれも、耕作者は、門田の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。 農地番号 5 大字門田地内の記載の 1 筆で現況 田、利用目的は水稲栽培、面積は 2,751 ㎡です。地権者が機構に設定する権利は、9 年 1 か月、機構が耕作者に設定する権利は、9 年 1 か月で無償です。耕作者は、門田の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。 農地番号 6 大字方地地内の記載の 1 筆で現況 畑、利用目的は梨栽培、面積は 2,187 ㎡のうち 1,500 ㎡です。地権者が機構に設定する権利は、3 年 1 か月、機構が耕作者に設定する権利は、3 年 1 か月で無償です。耕作者は、園の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。説明は以上です。
	（議長）	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。
	河井推進委員	6 番の方ですが、前に農業委員もされていて息子さんも農業を精一杯されていますが、園の方に農地を出されたのかを教えてもらいたい。
	渡邉委員	私の知っているところでは、耕作者の方は農業をしたいと言うことで退職をされ、農業大学校で果樹を学ばれていて農地を探されていました。泊まりにないかと相談を受けていたが、梨仲間の中でここを選定されたと思います。
	河井推進委員	他にも休耕田があるのですけど、ここになった理由が聞きたいなと思ってのことです。
	事務局	場所的に細長くあまり条件の良くない場所と見ております。
	河井推進委員	2 反あるようですね。
	事務局	2 反のうち全体に梨があるわけでなくその一部です。ここを使って栽培練習として初められるよ

		うで、いずれは広げていかれるようです。
	河井推進委員	わかりました。
	（議長）	その他に、皆さんの方から質疑はありますか。 では私から、聞いてみるんですが。1番2番は田となっていますが、これを果樹にするとなると客土をするのですか。
	事務局	ここに記載の登記地目と現況地目は評価係による地目です。田を客土して果樹園を作るものでなく、すでに果樹園になっている状態です。
	（議長）	元々が果樹園になっていると言うことですね。
	事務局	そうです。
	（議長）	今、質問したのは、水田に客土をする場合は隣接者の承諾が必要で農業委員会に届出が必要になります。そのことが大丈夫かと思っての質問させてもらいました。皆さんも認識しておいてください。
	（議長）	その他に、皆さんの方から質疑はありますか。
	山本推進委員	現況と実際の地目が違う場合は、農業委員会から地目変更しなさいと言う指導はされないのでしょうか。
	事務局	農地であり、田も畑も課税は同じですので、そこまではしておりません。 地権者が法務局で地目変更の手続きが必要になりますのでそこまでのことはしていません。
	山本推進委員	わかりました。
	（議長）	その他に、皆さんの方から質疑はありますか。 （「なし」の声） 質疑がないようですので、質疑を終結し、これより採決を行います。議案第28号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 28 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件については、原案のとおりに意見決定致します。
議案第29号 農地法第30条の規定による非	（議長）	次に、議案第29号「農地法第30条の規定による非農地の決定について」を議題とします。説明をしてください。

農地の決定について	事務局	議案第 29 号「農地法第 30 条の規定による非農地の決定について」説明します。会議書 4 頁です。 次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない土地であることの可否について、本委員会の議決を求めるものです。 （資料 4-1 頁～4-13 頁） 4-1 頁から 4-3 頁が非農地通知一覧です。 この度は、大字宇野の－－、－－、－－、－－地内の記載の 45 筆の土地について、非農地決定の判断をいただきたく提案するものです。 表の左側から、土地の所在、地目、面積、所有者については、記載のとおりです。所有者については、登記簿上の所有者になります。 利用状況調査は、令和 7 年 10 月に実施しており、その際に「再生利用が困難な農地」と判断されたものです。非農地通知書発行年月日は、議決を得た後に、所有者、所有者死亡の場合は納税管理人等に発行しますので、本日時点では空欄としています。右の備考欄には、非農地とした際の変更後の地目を記載しています。この記載の地目については、この後、写真を見ていただきますが、町民生活課の評価係が判断している現況地目を参考にしています。 具体的に、位置図と現況写真により説明します。 4-4 頁、ここには番号の記載はありませんが今回提案する全体の位置図です。番号 1 から番号 45 までのすべての位置図で、赤色で示しています。この図の東西に見えているのが宇野集落、及び、国道 9 号線になります。 次の 4-5 頁から 4-7 頁は、4-4 頁を拡大した位置図です。詳細図 1 から 3 の拡大したものに番号と地番表記を記載していますのでご確認ください。 次の 4-8 頁から 4-13 頁が現況写真になります。 最初に、4-8 頁です。 右下の番号 6 は畑から原野へ、他は畑から公衆用道路へ、それぞれ地目変更するものです。 次に、4-9 頁です。 左上の番号 9 は畑から原野へ、番号 10、11 は畑から公衆用道路へ、右上の番号 12 は畑から原野へ、左下の番号 13、14 は畑から宅地へ、それぞれ地目変更するものです。右下の番号 15 は畑か

		ら宅地へ地目変更するものです。 次に、4-10 頁です。 左上の番号 16 は畑から宅地へ、右上の番号 17、18 は田から原野へ、左下の番号 19 は畑から宅地へ、右下の番号 20 は畑から宅地へ、それぞれ地目変更するものです。 次に、4-11 頁です。 左上の番号 21 は畑から宅地へ、右上の番号 22 は畑から原野へ、左下の番号 23 は畑から宅地へ、右下の番号 24 から 27 は畑から宅地へ、それぞれ地目変更するものです。 次に、4-12 頁です。 左上の番号 28 は畑から宅地へ、右上の番号 29、30 は畑から宅地へ、左下の番号 31 は畑から宅地へ、右下の番号 32、33、35、37 から 39 は畑から原野へ、それぞれ地目変更するものです。 次に、4-13 頁です。 左の番号 34、40 から 45 は畑から原野へ、右の番号 39 は畑から宅地へ、それぞれ地目変更するものです。少し時間をとりますので、ご確認ください。 以上、45 筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、３ヶ月の不服申し出期間を経た後、不服申し出者を除き、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うことになります。説明は以上です。
	（議長）	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。
	横川委員	番号１ですが駐車場にも見えますがこれも公衆用道路と言うことになるのでしょうか。
	事務局	右の欄に町民生活課が判断している地目を記載しています。
	横川委員	公衆用道路というのは誰が見ても道だと思えるものでないかと思いますが。
	事務局	農業委員会が判断して記載している地目ではなく、評価係が課税している地目に変更させてもらうと言うことになります。
	横川委員	わかりました。
	（議長）	その他に、皆さんの方から質疑はありますか。
	南委員	4-12 頁の番号 39 と 4-13 頁にも番号 39 がありますが間違いではないでしょうか。36 番が抜けているようです。
	事務局	4-13 頁の番号 39 は 36 の記載誤りです。
	（議長）	それでは、4-13 頁の番号 39 は 36 へ訂正をお願いします。

	（議長）	その他に、皆さんの方から質疑はありますか。 （「なし」の声） 質疑がないようですので、質疑を終結し、これより採決を行います。議案第 29 号「農地法第 30 条の規定による非農地の決定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 29 号「農地法第 30 条の規定による非農地の決定について」は、原案のとおりに可とすることに議決致します。 以上で議事を終わります。
4　その他	（議長） 事務局	次に、その他に移ります。説明してください。 (1) 建議書（案）について 修正版を、今回の定列総会通知と合わせて事前送付し、本日の定例総会で承認された。 11 月 27 日（金）15 時に町長へ提出　対応：会長、会長職務代理、各部会長、副部会長 14 時に役員は事務局へ集合（同席を希望する委員は事務局へ連絡を） (2) 11 月農家相談会の日程について 11 月 19 日（木）午前 9 時～正午　第 3 会議室 担当：④ 下田健一職務代理、⑤　渡邉由佳 委員、⑭ 松本勝男 推進委員 (3) 湯梨浜町認定農業者協議会主催の県内視察研修について 11 月 24 日（火）午後 0 時 30 分～午後 5 時 45 分（鳥取市古郡家 211） 研修先　（一財）日本きのこセンター菌蕈研究所 (4) 農業委員会ブロック別特別研修会の日程について 11 月 26 日（木）9:30～11:30 エースパック未来中心・小ホール (5) 12 月定例総会について 12 月 10 日（木）午後 3 時～　第 3 会議室 ※現地調査案件がある場合は、午後 1 時 30 分又は午後 2 時に事務局へ集合。 現地調査委員：長谷川 会長、下田 会長職務代理、 担当：⑦横川 力 委員、⑧山上真治 委員、⑮土海政信 推進委員 （10 月・11 月の案件なしにより 12 月へ）

		(6) 12 月農家相談会の日程について 12 月 16 日（水）午前 9 時～正午　第 3 会議室 担当：⑥ 中村弘明 委員、⑤ 横川 力 委員、⑭ 土海政信 推進委員 (7) 県外視察研修について 視察先　徳島県名西郡石井町農業委員会及び徳島県農業会議 12 月 17 日（木）～12 月 18 日（金）　行程（案）を提示した。 (8) その他 ①利用権設定の更新案内（前回周知） 提出期限：11 月 13 日（金）まで ※全委員・推進委員は、地権者側または現耕作者からの相談への対応をお願いした。 ②農地パトロール（農地利用状況調査）について 全ての班が 10 月 30 日（金）までに終了した旨を報告した。 事務局からは以上です。
	（議長）	その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。 本日は、定例総会終了後、研修を予定しておりますので引き続き参加をお願いします。 皆さん、ご起立をお願いします。
6　閉会	（議長）	以上をもちまして、令和 8 年度第 8 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会といたします。 お疲れ様でございました。 （閉会　午後 4 時 5 分）